

第2次 北海道青少年健全育成基本計画

—青少年が健やかに成長し、自立できる社会を目指して—

《概要版》



令和2年（2020年）3月
北海道

計画の策定にあたって

1 計画の目的

青少年の健全育成や、青少年が社会生活を円滑に営むための取組を推進する。

2 計画の対象者

乳幼児期（0～5歳）、学童期（6～12歳）、思春期（13～17歳）、青年期及びポスト青年期（18歳～39歳）の子ども・若者

3 計画の期間

令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度）の5年間

4 計画の理念

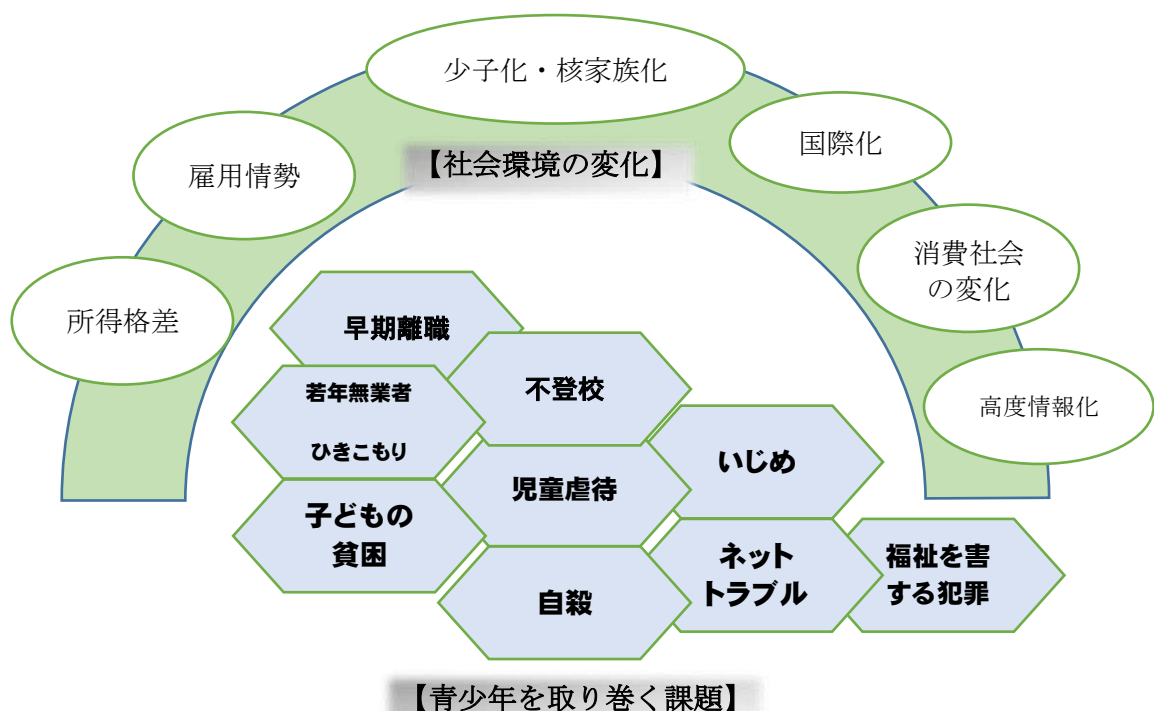
北海道青少年健全育成条例において、次代の社会を担う青少年が健全に育成される社会の実現を目指し、基本理念を定めています。

（1）青少年の健全な育成は、青少年が、豊かな人間性をはぐくみ、心身ともに健やかに成長するとともに、社会とのかかわりを自覚しながら、次代の社会の担い手として自立することを旨として、その発達段階に応じた必要な配慮をもって行わなければなりません。

（2）青少年の健全な育成は、家庭、学校、事業者、地域社会、行政機関等の相互の連携の下に、社会全体で行わなければなりません。

5 「社会環境の変化」と「青少年を取り巻く課題」

さまざまな社会環境の変化が昨今の青少年を取り巻く課題に影響を与えています。



計画の体系

本計画で取り組む施策についての目標と取組については、基本理念にのっとり、発達段階に応じて設定します。

施策の基本方針	施策の目標	施策の目標に向けた主な取組	発達段階に応じた取組				主要指標の番号
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期・ポスト青年	
I 青少年の豊かな人間性をはぐくむ環境づくり	◎安心して子どもを育てられる環境づくり	○子育て支援の充実	●				1～3
		○子どもの育成に関わる人材の確保・育成		●	●		4
	◎豊かな心と健全な体の育成	○家族のふれあい時間の増進	●	●	●		5～9
		○基本的な生活習慣の習得	●	●	●		10～11
		○地域の文化や活動を通じた豊かな心の育成		●	●		12～15
		○生きる力を育む活動の充実		●	●		16～17
	◎困難を有する子どもを支援する環境づくり	○障がい等のある子どもへの支援	●	●	●		—
		○児童虐待の予防と早期発見	●	●	●		18～19
		○いじめ対策の推進		●	●		20～22
		○不登校、ひきこもり等の対策の推進		●	●		23
II 青少年の自立を促す環境づくり	◎社会参加に向けた望ましい勤労観、関心の育成	○多様な体験機会の提供		●	●		25～26
		○国際交流活動の推進		●	●		27
		○キャリア教育の推進		●	●		28～31
		○若者の就業支援の推進				●	—
	◎困難を有する若者を支援する環境づくり	○若年無業者・ひきこもりの若者を支える取組の推進				●	—
	○障がいのある若者への支援の充実				●	—	
III 社会環境の浄化の促進	◎青少年の非行や犯罪を防ぐ環境づくり	○社会環境の整備		●	●		—
		○非行防止対策の推進		●	●		—
		○犯罪からの立ち直り支援の充実			●	●	—
IV 青少年の福祉を阻害する行為の防止	◎青少年を犯罪被害から守る環境づくり	○福祉を害する犯罪への対策		●	●		—
		○情報化社会への対策		●	●		32
		○安全安心確保のための取組の推進		●	●		4 (再掲)

発達段階（年齢期）：乳幼児期（0～5歳）、学童期（6～12歳）、思春期（13～17歳）、青年期・ポスト青年期（18～39歳）

なお、この計画において発達段階は個人差があるため、年齢期は目安として用いています。

数値目標（主要指標）

指標名		現状値（H30）	目標値（R6）
1	ファミリーサポートセンター数	65市町村	68市町村
2	合計特殊出生率	1.27	全国平均
3	地域子育て支援拠点	405	428
4	地域と連携した通学路の安全確保の取組状況	小学校	100%
		中学校	100%
5	育児休業取得率（男性）	3.5%	12%
6	年次有給休暇取得率	49.1%	70%
7	子育てを支援する企業割合	大企業	97.3%
		中小企業	3.4%
8	「北海道家庭教育サポート企業等制度」登録企業数	2,424社	3,000社（R4）
9	道立青少年体験活動支援施設実施主催事業における未就学児（親子を含む）対象事業の割合	36.1%	20.0%以上（R4）
10	「朝食を毎日食べている」小6、中3の割合	小学校	81.8%
		中学校	77.9%
11	体育の授業以外で1週間に運動・スポーツの総運動時間が60分以上と回答した小5、中2の割合	小学男子	92.9%
		小学女子	87.8%
		中学男子	90.5%
		中学女子	77.1%
12	放課後等における子どもの活動拠点の整備状況	97.8%	100%
13	異なる年代（学年）や他の校種と交流する活動を行っている学校の割合	小学校	95.5%
		中学校	94.1%
14	規範意識や基本的な倫理感等の状況	小学校	88.4%
		中学校	94.6%
15	道立青少年体験活動支援施設の利用者数	222,725人	233,039人以上（R4）
16	普段1日10分以上読書する小6、中3の割合	小学校	62.8%
		中学校	55.3%
17	学校や各学年の目標、教科等との関連などを示した全体計画を作成し、人権教育に取り組んでいる学校の割合	小学校	95.9%（H29）
		中学校	95.6%（H29）
18	1歳6ヶ月児健康診査受診率	97.6%	100%
19	3歳児健康診査受診率	97.1%	100%
20	文部科学省調査の「いじめの認知件数」のうち、「解消しているもの」の割合	小学校	97.3%
		中学校	93.4%
		高校	98.1%

認知したすべてのいじめが解消されることを目指す（R4）

指 標 名		現状値 (H30)	目標値 (R6)	
21	いじめに対する意識	小学校	88.0%	100% (R4)
		中学校	80.8%	100% (R4)
22	定期的にネットパトロールを行っている学校の割合	小学校	100%	100% (R4)
		中学校	100%	100% (R4)
		高校	100%	100% (R4)
23	文部科学省調査の「不登校児童生徒」のうち、「学校内外の機関等」において相談・指導等を受けた児童生徒の割合	小学校	83.9% (H29)	100% (R4)
		中学校	90.8% (H29)	100% (R4)
		高校	65.5% (H29)	100% (R4)
24	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施市町村	134 市町村	全市町村	
25	体験活動を学校全体の計画に位置づけている割合	小学校	66.2% (H29)	100% (R4)
		中学校	49.7% (H29)	100% (R4)
26	青少年向け木育教室等の実施割合	18% (H29)	29% (R8)	
27	グローバル人材の育成に取り組む学校の割合	64.7%	100% (R4)	
28	体験的な学習活動を経験した生徒の割合	70.0%	100% (R4)	
29	全国学力・学習状況調査において「将来の夢や目標を持っている」という設問について、「当てはまる」、「どちらかといえば、当てはまる」と回答した小6、中3の割合	小学校	84.0%	100% (R4)
		中学校	71.3%	100% (R4)
30	卒業時に進路希望を設定できない生徒数	23 人	0 人	
31	新規大学等卒業者道内就職率	68.6%	70.0%	
32	32 学校における教育の情報化の実態等に関する調査において、「情報モラルなどを指導する能力」について、「わりにできる」「ややできる」と回答した教員の割合	84.8% (H29)	100%	
4	(再掲) 地域と連携した通学路の安全確保の取組状況	小学校	100%	100%
		中学校	100%	100%

令和6年度までを計画期間としますが、他の関連計画においては異なる計画期間としているため、目標年度に差異があるものです。

計画の推進

1 推進体制

- ・ 知事部局の関係部課や教育委員会、警察本部と連携し、総合的に施策を推進します
- ・ 北海道青少年健全育成審議会において、青少年健全育成に必要な事項の調査審議をいただきます
- ・ 国・市町村と連携し施策を展開するだけでなく、地域、青少年関係団体や関係業界とも連携し、情報共有や協働、啓発に努めます

2 進行管理

青少年健全育成に関する各施策の推進状況を定期的に把握・検証し、計画の適切な進行管理に努めます

第2次北海道青少年健全育成基本計画《概要版》

令和2年(2020年)3月

北海道環境生活部くらし安全局道民生活課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL 011-204-5663 (直通) FAX 011-232-4820
URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/>

北海道 青少年計画 検索

